

# 臨床研修指定病院における死亡診断書署名について

臨床研修指定病院において研修医が死亡診断書を作成する際、署名については研修医と指導医の連名による署名が適切なのか、研修医が単独で署名することが適当であるのかについて厚生労働省に照会しました。

厚生労働省医政局医事課より回答がありましたのでご連絡します。

「臨床研修医が死亡診断書を作成する際の署名方法については、法令上特段の規制はない。したがって、臨床研修医が単独で死亡診断書を作成・署名しても問題はない。また、連名で署名をすることも問題はない。」

以 上